

大阪市自転車等の駐車の適正化に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市自転車等の駐車の適正化に関する条例（昭和63年大阪市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| (放置自転車等に対する措置) 第10条 [略] [2 略] 3 市長は、放置禁止区域以外の場所において、自転車等が <u>市規則</u> で定める期間以上継続して放置されていることにより、交通に支障が生じ、市民の安全で快適な生活環境が著しく阻害されていると認められるときは、当該自転車等を撤去し、保管することができる。 | (放置自転車等に対する措置) 第10条 [同左] [2 同左] 3 市長は、放置禁止区域以外の場所において、自転車等が <u>市長</u> が定める期間以上継続して放置されていることにより、交通に支障が生じ、市民の安全で快適な生活環境が著しく阻害されていると認められるときは、当該自転車等を撤去し、保管することができる。 |
| (費用の徴収) 第12条 [略] 2 前項の規定により徴収する費用の額は、次に掲げる金額の範囲内において <u>市規則</u> で定める。 (1) 自 転 車 1台につき <u>3,</u> <u>500円</u> (2) 原動機付自転車 1台につき <u>5,</u> <u>000円</u> | (費用の徴収) 第12条 [同左] 2 前項の規定により徴収する費用の額は、次に掲げる金額の範囲内で <u>市長</u> が定める。 (1) 自 転 車 1台につき <u>2,</u> <u>500円</u> (2) 原動機付自転車 1台につき <u>4,</u> <u>000円</u> |
| (施行の細目) 第13条 この条例の施行に <u>関し</u> 必要な事項は、 <u>市規則</u> で定める。 | (施行の細目) 第13条 この条例の施行について必要な事項は、 <u>市長</u> が定める。 |
| 備考 表中の[]の記載は注記である。 | |

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

大阪市長 横山英幸

説明

自転車等の撤去及び保管に係る費用の額の上限を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。